

第86回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2021年9月29日（水曜日）午前10時

開催場所

東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル
 地下1階ホール

議案

- 第1号議案
 剰余金の配当の件
- 第2号議案
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案
 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案
 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

目次

第86回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	15
計算書類	29
監査報告	39

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2021年9月28日（火曜日）午後5時まで

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応について

当社では、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、株主総会を開催させていただきます。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面により事前の議決権行使をしていただき、健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。また、今後の状況次第で運営を変更する必要がある場合などは、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主各位

証券コード 7500

2021年9月8日

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

西川計測株式会社

取締役社長 **田中 勝彦**

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年9月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2021年9月29日（水曜日）午前10時（受付開始時間：午前9時）
2 場 所	東京都渋谷区代々木三丁目25番3号 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下1階ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第86期（自2020年7月1日 至2021年6月30日） 事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以 上

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.nskw.co.jp/>)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 125円 総額 420,566,625円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年9月30日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	田中勝彦 た なか かつ ひこ	代表取締役社長	再任
2	尾池一郎 お いけ いち ろう	代表取締役常務	再任
3	須田真 す だ まこと	取締役	再任
4	赤塚雅賢 あ か つか まさ よし	取締役	再任
5	後藤靖文 ご とう やす ふみ	経営企画部長	新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	た なか かつ ひこ 田 中 勝 彦 (1955年3月14日生)	1977年4月 当社入社 2000年9月 執行役員エンジニアリング本部副本部長 2004年9月 取締役エンジニアリング統括本部長 2010年9月 常務取締役エンジニアリング統括本部長兼エネルギー営業本部長 2011年9月 専務取締役エンジニアリング統括本部長 2013年7月 代表取締役社長 (現任)	26,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	お いけ いち ろう 尾 池 一 郎 (1958年4月22日生)	1987年7月 当社入社 2008年7月 執行役員関西支社長 2020年7月 常務執行役員営業統括本部長兼営業統括本部室長兼首都圏営業本部長 2020年9月 取締役営業統括本部長兼営業統括本部室長兼首都圏本部長 2021年7月 代表取締役常務営業統括本部長 (現任)	1,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	す だ まこと 須 田 真 (1963年5月4日生)	1987年4月 当社入社 2012年7月 執行役員公共営業本部長 2018年7月 常務執行役員公共営業本部長兼営業統括本部室長 2018年9月 取締役公共営業本部長兼営業統括本部室長 2019年7月 取締役公共営業本部長兼営業統括本部室長兼サービス本部長 2020年7月 取締役公共営業本部長兼サービス本部長 2021年7月 取締役公共営業本部長 (現任)	5,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	あか つか まさ よし 赤 塚 雅 賢 (1973年3月14日生)	1995年4月 ワイエヌシステム株式会社 (現 当社) 入社 2013年7月 東京ソフトウェアセンター副センター長 2015年7月 執行役員V Aソリューション本部長 2020年9月 取締役V Aソリューション本部長 2021年7月 取締役技術ソリューション統括本部長兼V Aソリューション本部長兼サービス本部長 (現任)	1,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任	ごとう やす ふみ 後藤 靖文 (1977年3月18日生)	2008年4月 株式会社アイロムホールディングス（現 株式会社アイロムグループ）入社	500株
		2015年7月 当社入社	
		2016年7月 経営企画部長（現任）	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中勝彦氏は、代表取締役社長として当社の経営を担い、リーダーシップを発揮し経営全般を牽引し、代表取締役社長としての職責を果たしております。これまでの実績に鑑みて当社の企業価値向上と取締役会における意思決定機能および経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
3. 尾池一郎氏は、代表取締役常務として当社の経営を担い、リーダーシップを発揮し経営全般を牽引し、代表取締役常務としての職責を果たしております。これまでの実績に鑑みて当社の企業価値向上と取締役会における意思決定機能および経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4. 須田 真氏は、公共営業部門における豊富な経験および見識を有し、取締役としての職責を果たしております。これまでの経験および見識が企業価値向上と取締役会における意思決定機能および経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
5. 赤塚雅賢氏は、技術部門における豊富な経験および見識を有し、取締役としての職責を果たしております。これまでの経験および見識が企業価値向上と取締役会における意思決定機能および経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
6. 後藤靖文氏は、これまで事業会社における経理・財務部門の責任者として豊富な経験を有し、当社入社後は、経営企画部長としてその職責を果たしております。これまでの経験および見識が企業価値向上と取締役会における意思決定機能および経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役になれ就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	石川博史 いし かわ ひろ し	取締役（常勤監査等委員）	再任		
2	野田謙二 の だ けん じ	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
3	熊澤賢一 くま ざわ けん いち	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立

再任 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	いし かわ ひろ し 石川博史 (1954年6月26日生)	1977年4月 当社入社 2001年7月 人事企画部長 2014年9月 監査役 2015年9月 取締役 (常勤監査等委員) (現任)	4,600株
2 再任 社外 独立	の だ けん し 野田謙二 (1956年7月13日生)	1990年4月 弁護士登録 1995年4月 野田純生法律事務所 (現野田総合法律事務所) 入所 (現任) 2006年9月 当社社外監査役 2015年9月 社外取締役 (監査等委員) (現任)	0株
3 再任 社外 独立	くま ざわ けん いち 熊澤賢一 (1970年8月29日生)	1998年10月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2002年11月 公認会計士登録 2009年7月 税理士登録 2019年9月 社外取締役 (監査等委員) (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野田謙二氏および熊澤賢一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、野田謙二氏および熊澤賢一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 野田謙二氏は、弁護士として優れた経験と見識を有し、監査等委員としての職責を果たしております。これまでの経験と見識を当社の経営・監督に中長期的な企業価値向上に向け、適切な助言・提言が期待できることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。

5. 熊澤賢一氏は、公認会計士および税理士として企業会計に精通し、豊富な経験と見識を有し、監査等委員としての職責を果たしております。これまでの経験と見識を当社の経営・監督に中長期的な企業価値向上に向け、適切な助言・提言が期待できることから、当社の社外取締役役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、野田謙二氏および熊澤賢一氏と、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度額として責任を負担するものとしており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 野田謙二氏および熊澤賢一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって野田謙二氏が6年、熊澤賢一氏が2年となります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位			
ため 爲	ちか 近	さち 幸	え 恵	—
				再任
				社外
				独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">独立</div>	ため ちか さち え 爲 近 幸 恵 (1980年7月12日生)	2005年10月 弁護士登録 石嵯信憲法律事務所 (現石嵯・山中総合法律事務所) 入所 2007年6月 能代ひまわり基金法律事務所入所 2009年6月 石嵯・山中総合法律事務所入所 2017年1月 高井&パートナーズ法律事務所入所 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 爲近幸恵氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 爲近幸恵氏は、会社の経営に関与した経験を有していませんが、弁護士として企業法務に精通し、幅広い知識と見識を有しており、その知見を当社の経営の監査・監督に活かし、当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な助言・提言が期待できることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、爲近幸恵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、爲近幸恵氏との間で、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。爲近幸恵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2015年9月29日開催の第80回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく5名となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年10,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役等に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。） 、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告22ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額50百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年10,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.3%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、2020-2022年度中期経営計画「IG2022」の初年度として、テーマとして掲げる4つの戦略「計測・制御・分析ソリューションにおけるNo.1を目指す」「ターゲットの明確化とマーケティングの強化」「Only One Solutionの構築」「経営基盤の盤石化」を推進してまいりました。

その結果、当事業年度の業績は、ライフライン（電気・ガス・水道）関連が堅調に推移したことに加え、食品・飲料メーカー向けの分析機器販売が好調となりましたが、自動車関連の回復が遅れ「売上高」は304億72百万円（前期比3.8%減）となりました。利益面は、減収に伴い、「営業利益」は19億15百万円（前期比7.9%減）、「経常利益」は20億1百万円（前期比6.6%減）、「当期純利益」は13億70百万円（前期比8.7%減）となりました。

また、受注面は、大型の浄水場更新案件等もあり、「受注高」は316億77百万円（前期比8.5%増）、「受注残高」は145億22百万円（前期比9.0%増）となりました。

	第85期 (2020年6月期)	第86期 (2021年6月期)	前事業年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	31,666	30,472	△1,194	3.8%減
営業利益	2,078	1,915	△163	7.9%減
経常利益	2,142	2,001	△141	6.6%減
当期純利益	1,502	1,370	△131	8.7%減

部門別の概況は次のとおりであります。

制御・情報機器システム（PA、FA）部門

当部門につきましては、ライフライン関連（電気・ガス・水道）が堅調となり、売上高は170億30百万円（前期比5百万円減）と前期並みの結果となりました。受注高は、大型の浄水場更新案件等により184億87百万円（前期比30億44百万円増）となりました。

計測器（測定器、計測システム）部門

当部門につきましては、通信や半導体関連において前期の反動があり、売上高は37億77百万円（前期比5億75百万円減）、受注高は38億69百万円（前期比1億91百万円減）となりました。

分析機器（ラボ分析計）部門

当部門につきましては、食品・飲料メーカー向けの需要が回復し、売上高は75億42百万円（前期比9億35百万円増）となりました。受注高は73億88百万円（前期比1億46百万円増）は前期並みの結果となりました。

産業機器・その他部門

当部門につきましては、自動車関連の落ち込みが大きく、売上高は21億22百万円（前期比15億48百万円減）、受注高は19億31百万円（前期比5億7百万円減）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は、3億61百万円でした。その主なものは、本社事務所の施設工事14百万円、大牟田営業所の施設工事13百万円、デモ用機器の購入14百万円、基幹業務システムの構築2億99百万円などで、その資金は全て自己資金で賄いました。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当ございません。

(4) 事業の譲受けの状況

該当ございません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当ございません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当ございません。

(7) 対処すべき課題

新中期経営計画「INNOVATION&GROWTH2022(IG2022)」の推進

当社は、2020年度から2022年度までの3カ年を対象とする新中期経営計画「INNOVATION&GROWTH2022(略称：IG2022)」を策定いたしました。IG2022では、中長期的な企業価値・株主価値の向上を目標とし、以下の4つを基本戦略としております。

<基本戦略>

- ① 計測・制御・分析ソリューションにおけるNo.1を目指す
- ② ターゲットの明確化とマーケティングの強化
- ③ 「Only One Solution」の構築
- ④ 経営基盤の磐石化を推進

IG2022で目標とする経営指標

経営指標	目標値
売上高 (最終年度)	330億円
営業利益 (最終年度)	21億円
自己資本比率	50%以上
ROE	10%以上

新型コロナウイルスの感染拡大を背景に低迷していた設備投資需要は、地域や業種による濃淡はあるものの、アフターコロナを見据え投資を再開する動きが出始めております。当社は、顧客の成長に向けた潜在的な投資需要を取り込むべく、「計測・制御・分析」をマルチミックスしたDX（デジタルトランスフォーメーション）を軸にビジネスを拡大し、IG2022の目標達成に向け、収益の確保に努めてまいります。

(8) 財産および損益の状況

区分	2017年度 (第83期)	2018年度 (第84期)	2019年度 (第85期)	2020年度(当期) (第86期)
受注高 (千円)	31,931,085	33,201,164	29,186,087	31,677,367
売上高 (千円)	27,263,718	33,128,779	31,666,911	30,472,586
経常利益 (千円)	1,435,717	2,423,291	2,142,693	2,001,325
当期純利益 (千円)	972,484	1,778,390	1,502,177	1,370,845
1株当たり当期純利益	286円97銭	528円57銭	446円47銭	407円44銭
純資産 (千円)	9,385,698	10,781,087	11,623,408	12,665,329
総資産 (千円)	21,101,832	22,971,230	22,343,106	23,552,407

(9) 重要な親会社および子会社の状況

該当ございません。

(10) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社は、横河電機株式会社、横河ソリューションサービス株式会社およびアジレント・テクノロジー株式会社の代理店であり、技術商社として、制御情報機器、計測器、分析機器等の販売とそれに伴うエンジニアリング、ソフトウェア開発、計装工事、保守サービスを行っております。

(11) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	323名	—	41.8歳	16.3年
女性	90名	1名増	41.5歳	15.8年
合計 または平均	413名	1名増	41.7歳	16.2年

(12) 主要な営業所 (2021年6月30日現在)

本 社 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
支 社 関西支社 (神戸市)
九州支社 (大分市)

営業所 鶴岡営業所 (鶴岡市) 福島営業所 (いわき市)
宇都宮営業所 (芳賀町) 埼玉営業所 (さいたま市)
千葉営業所 (千葉市) 多摩営業所 (八王子市)
横浜営業所 (横浜市) 大阪営業所 (大阪市)
熊本営業所 (熊本市) 大牟田営業所 (大牟田市)
沖縄営業所 (那覇市)

(13) 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

該当ございません。

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,432,475株
 (3) 株主数 784名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
横河電機株式会社	442,400株	13.14%
光通信株式会社	333,600株	9.91%
西川 徹	241,200株	7.16%
株式会社UH Partners2	230,800株	6.85%
西川計測社員持株会	200,100株	5.94%
西川隆司	198,300株	5.89%
株式会社三井住友銀行	120,000株	3.56%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	85,200株	2.53%
日本生命保険相互会社	80,000株	2.37%
重田康光	77,000株	2.28%

(注) 当社は、自己株式67,942株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
 また、持株比率は、当該自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当ございません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年6月30日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中勝彦	
取締役	小林俊弥	コーポレート本部長
取締役	須田真	公共営業本部長兼サービス本部長
取締役	尾池一郎	営業統括本部長兼営業統括本部室長兼首都圏営業本部長
取締役	赤塚雅賢	V Aソリューション本部長
取締役 (常勤監査等委員)	石川博史	
取締役 (監査等委員)	野田謙二	野田総合法律事務所パートナー弁護士
取締役 (監査等委員)	熊澤賢一	公認会計士、税理士 株式会社MAACパートナーズ代表

(注) 1. 野田謙二氏および熊澤賢一氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、社外取締役である野田謙二氏および熊澤賢一氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

3. 取締役（監査等委員）熊澤賢一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、石川博史氏を常勤監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である野田謙二氏、熊澤賢一氏の両氏と、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度額として責任を負担するものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険では、当社が当該役員に対して損害賠償を追求する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針および決定方法を取締役会において定めており、その内容は、取締役の報酬等について、総額の上限を株主総会で定め、個人別の具体的な支給額については、内規に基づき、会社業績・各人の職務の執行状況等を考慮のうえ、取締役（監査等委員を除く）の報酬は取締役会で決定し、取締役（監査等委員）の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役の報酬等の制度の概要および個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

<基本方針>

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬として「基本給」「自社株取得報酬」、業績連動報酬として「役員賞与」により構成しております。

なお、取締役（監査等委員）の報酬は、業務執行から独立した監査が求められるため、業績と連動しない固定報酬となっております。

イ. 基本報酬（固定報酬）

取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職に応じて決定します。

ロ. 業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）

取締役（監査等委員を除く）に対し、各事業年度の経常利益等の業績目標達成度および個人毎の役割の達成度に応じて、役位別の基準額に範囲で決定した額を毎年9月の最終営業日に支給します。

ハ. 報酬等の割合

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬（固定報酬）と業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）の比率割合については、特段定めのないものとします。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社においては、取締役（監査等委員を除く）の報酬等について、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の報酬等について、内規に基づき会社業績、各人の執務の状況等を考慮し、監査等委員会の意見を聴いたうえで決定するものです。

これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長が会社全般の業務執行を指揮監督しており、会社業績や各人の執務の状況等を的確に評価することができると判断したためです。報酬等に関する一定の監督権限を持つ監査等委員会の意見を踏まえることで、透明性・客観性が担保されており、取締役会としては取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2015年9月29日開催の第80回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし使用人給与を含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2015年9月29日開催の第80回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）	223,386	102,750	120,636	8
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	23,400 (9,000)	23,400 (9,000)	— (—)	3 (2)
合計 （うち社外取締役）	246,786 (9,000)	126,150 (9,000)	120,636 (—)	11 (2)

(注) 短期インセンティブ報酬として、取締役（監査等委員を除く）に対して業績連動報酬を支給しております。

業績連動の額の算定として選定した主たる業績指標の内容は、当事業年度の経常利益であります。当該業績指標を選定した理由は、当社の重要な業績指標の一つであることおよび事業活動の成果をより直接的に反映する指標として高いインセンティブ効果をもたらすものと考えられ、短期インセンティブ報酬の指標として最適と判断したためです。

業績連動報酬の額の算定方法は、各事業年度の営業利益等の業績目標達成度および個人毎の役割の達成度に応じて、支給額を決定します。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- イ. 取締役 野田謙二氏は、当社の顧問弁護士事務所である野田総合法律事務所のパートナー弁護士であります。
- ロ. 取締役 熊澤賢一氏は、株式会社MAACパートナーズの代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	野田 謙二	取締役会 12回/12回 監査等委員会 12回/12回	当事業年度の開催の取締役会、監査等委員会全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から経営の監督・監査等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
	熊澤 賢一	取締役会 12回/12回 監査等委員会 12回/12回	当事業年度の開催の取締役会、監査等委員会全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から経営の監督・監査等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 27,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画の実績の状況を把握し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保する体制

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 行動規範を制定し、法令遵守および経営倫理尊重を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ロ. コンプライアンス全体を統括する組織として、管理部門担当取締役を責任者とする「リスク管理コンプライアンス委員会」を設置する。市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、当体制において毅然とした態度で対応する。
- ハ. 法令違反を未然に防ぐため「内部通報制度」を整備し全社員への周知を図る。通報を受けた「スピークアップ委員会」および弁護士事務所は通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いを行わないものとする。
- ニ. 業務部門から独立した内部監査部門を設置し、全部門の業務プロセスを監視して不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ホ. 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、その実現に向けて「内部統制委員会」を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに定められた期間保管する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

取締役会議事録 株主総会議事録 重要な会計諸帳簿 重要な起案書

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理を推進する組織として、管理部門担当取締役を責任者とする「リスク管理コンプライアンス委員会」を設置する。
- ロ. 業務プロセスに関する統制は、主として業務管理部門・経理部門が担い、社内規程に適合した業務処理を指導する。
- ハ. 情報システム部門は「情報セキュリティ基本方針」を策定し、各部門の情報管理の徹底を図る。
- ニ. 大規模な事故、災害等が発生した場合は、社長を本部長とする危機対策本部を設置するなど危機対応のためのマニュアルを整備する。
- ホ. 職場や工事現場の安全・衛生管理は「安全衛生管理規程」に則り、推進組織として「安全衛生委員会」が監督・指導を行い労働安全の確保を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し、取締役の職務執行の監督、経営の基本方針、重要事項の決定を行う。
- ロ. 取締役会を補完し、取締役の業務執行が機動的に行われるよう、執行役員を含む「経営マネジメント会議」を毎月1回開催し、事業環境の変化に即応する体制をとる。
- ハ. 職務執行については、中長期経営計画に基づき、各年度計画を立案し、各部門計画に連鎖させる。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は各部門における部門計画の執行状況について「経営予算会議」（月例）および役員によるヒアリング（適時）において指導、監督する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査等委員会の業務補助のための監査スタッフを置く。
- ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査スタッフの人事については、取締役は監査等委員会の意見を尊重する。
- ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置について、監査等委員会と業務執行側からの指揮命令が相反しないように配慮する。両者の指揮命令が相反する場合、補助使用人は監査等委員会からの指揮命令を優先する。

⑦ 監査等委員会への報告体制

- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告を行う。
- ハ. 監査等委員会に報告をした者は、当該報告を行ったことを理由として解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
- 二. 監査等委員は、経営マネジメント会議、経営予算会議をはじめとする重要会議への出席、起案書等重要な文書の閲覧および監査等委員会として事業所への定期的な往査を通じ、経営全般の監査を行い透明性、客観性の確保に努める。なお、当該監査等委員は、会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、代表取締役社長および取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。
- ロ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。
- ハ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出をした費用等の償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. リスク管理コンプライアンス委員会を定期的に開催し、法令遵守ならびに法改正に対する対応状況、および反社会的勢力との取引遮断などの実施状況を確認し、コンプライアンスの徹底を図っております。
- ロ. 内部統制委員会を定期的に開催し、定期的な「財務報告に係る内部統制の基本方針」の見直しや、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適切な是正改善と、必要に応じて再発防止への取り組みを実施しております。

② 損失の危険の管理に対する体制

- イ. リスク管理コンプライアンス委員会において経営に重大な影響を及ぼすリスクの抽出と対応状況の進捗を確認しております。
- ロ. 安全衛生委員会を毎月開催し、職場における安全衛生の推進ならびに安全管理者による工事現場パトロールを定期的実施し、現場作業の安全意識向上を図っております。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と内部監査部門は、四半期毎に会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに情報交換ならびに連携の強化を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	19,358,095
現金及び預金	9,810,262
受取手形	640,528
電子記録債権	1,857,199
売掛金	5,261,771
商品	1,686,704
前渡金	52,729
前払費用	48,292
その他	606
固定資産	4,194,311
有形固定資産	272,902
建物	209,635
構築物	0
機械装置	0
工具器具備品	43,485
土地	6,172
リース資産	13,609
無形固定資産	411,121
ソフトウェア	406,026
電話加入権	5,094
投資その他の資産	3,510,288
投資有価証券	2,628,135
役員保険積立金	573,281
繰延税金資産	33,170
破産更生債権等	527
その他	275,675
貸倒引当金	△502
資産合計	23,552,407

負債の部	
科目	金額
流動負債	10,839,538
電子記録債務	3,093,653
買掛金	4,299,571
リース債務	7,886
未払金	278,215
未払費用	200,819
未払法人税等	329,962
前受金	2,222,899
預り金	304,967
その他	101,562
固定負債	47,539
リース債務	6,524
長期末払金	1,828
退職給付引当金	39,186
負債合計	10,887,077

純資産の部	
株主資本	11,526,700
資本金	569,375
資本剰余金	815,226
資本準備金	814,474
その他資本剰余金	751
利益剰余金	10,301,181
利益準備金	125,475
その他利益剰余金	10,175,706
別途積立金	709,000
繰越利益剰余金	9,466,706
自己株式	△159,081
評価・換算差額等	1,138,628
その他有価証券評価差額金	1,138,628
純資産合計	12,665,329
負債及び純資産合計	23,552,407

損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	30,472,586
売上原価	24,078,504
売上総利益	6,394,082
販売費及び一般管理費	4,478,574
営業利益	1,915,507
営業外収益	89,056
受取利息	195
受取配当金	62,704
保険解約返戻金	20,223
その他	5,932
営業外費用	3,238
売上割引	80
その他	3,158
経常利益	2,001,325
税引前当期純利益	2,001,325
法人税、住民税及び事業税	599,871
法人税等調整額	30,608
当期純利益	1,370,845

株主資本等変動計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	569,375	814,474	751	815,226	125,475	709,000	8,550,072	9,384,547
当期変動額								
剰余金の配当							△454,211	△454,211
当期純利益							1,370,845	1,370,845
株主資本以外の項目 の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	916,633	916,633
当期末残高	569,375	814,474	751	815,226	125,475	709,000	9,466,706	10,301,181

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△159,081	10,610,067	1,013,341	1,013,341	11,623,408
当期変動額					
剰余金の配当		△454,211			△454,211
当期純利益		1,370,845			1,370,845
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			125,287	125,287	125,287
当期変動額合計	—	916,633	125,287	125,287	1,041,920
当期末残高	△159,081	11,526,700	1,138,628	1,138,628	12,665,329

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- 時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

- 得意先の仕様に基づく発注商品…………… 個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 常備保管商品…………… 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- その他保守用品…………… 最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法

- (リース資産を除く) …… ただし、1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
建物・構築物 …… 5～50年
機械装置・工具器具備品 …… 3～15年

(2) 無形固定資産…………… 定額法

- (リース資産を除く) …… なお、主な耐用年数は以下の通りです。
ソフトウェア (自社利用分) …… 5年

(3) リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約の損失に備えるため、当該事業年度末における工事以外の受注残のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることのできる契約について損失見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…………… 為替予約

ヘッジ対象…………… 外貨建金銭債務(予定取引を含む)

③ ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する条件が完全に同一であるため、有効性の評価は省略しております。

(2) 消費税および地方消費税の会計処理

税抜方式にて処理しております。

会計方針の変更

該当事項はありません。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積もりについて)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、収束時期等を正確に予測することが困難であり、今後、コロナ禍の影響を受けた業界を中心に受注環境の悪化が懸念されますが、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに与える影響は限定的であると判断しております。

貸借対照表の注記

1. 金額は千円未満の端数を切り捨てております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 633,311千円

3. 担保に供している資産

投資有価証券のうち、144,414千円を仕入債務2,702,066千円の担保に供しております。

4. 保証債務

当社従業員向住宅資金銀行貸付保証制度による金融機関からの貸付に対する保証債務は、15,900千円であります。

損益計算書の注記

金額は千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書の注記

1. 金額は千円未満の端数を切り捨てております。

2. 当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 3,432,475株

3. 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 67,942株

4. 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	454,211千円	135.00円	2020年6月30日	2020年9月30日

5. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	420,566千円	125.00円	2021年6月30日	2021年9月30日

税効果会計の注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	22,414千円
未払金	38,468千円
投資有価証券	145,981千円
退職給付引当金	11,959千円
退職給付信託	244,160千円
貸倒引当金	153千円
長期未払金	557千円
資産除去債務	13,517千円
その他	7,174千円
繰延税金資産小計	484,387千円
評価性引当額	160,663千円
繰延税金資産合計	323,724千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	290,553千円
繰延税金資産の純額	33,170千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	30.52%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.19%
住民税均等割等	0.91%
評価性引当額	0.04%
その他	0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.50%

金融商品の注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については現状は外部からの借入れを行っておらず、運転資金として必要な場合には銀行等金融機関から短期的な借入れを行います。

受取手形・電子記録債権および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブ取引は買掛金の為替変動リスクを回避する目的で利用し、その他の目的では利用していません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,810,262	9,810,262	－
(2) 受取手形	640,528	640,528	－
(3) 電子記録債権	1,857,199	1,857,199	－
(4) 売掛金	5,261,771	5,261,771	－
(5) 投資有価証券 その他有価証券	2,626,999	2,626,999	－
資産計	20,197,898	20,197,898	－
(1) 電子記録債務	3,093,653	3,093,653	－
(2) 買掛金	4,299,571	4,299,571	－
(3) 未払金	278,215	278,215	－
(4) 未払法人税等	329,962	329,962	－
負債計	8,001,402	8,001,402	－
デリバティブ取引	－	－	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは1年以内に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 電子記録債務、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは1年以内に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

振当処理の要件を満たしている為替予約は、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額1,136千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

持分法損益等の注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引の注記

法人主要株主の関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主が議決権の過半数を所有している会社	横河ソリューションサービス(株)	東京都武蔵野市	3,000,000	制御機器・計測機器の販売	-	-	代理店契約に基づく商品仕入等	商品の仕入	6,037,369	買掛金	2,551,599
	横河計測(株)	東京都八王子市	90,000	電子計測器の製造・販売	-	-	代理店契約に基づく商品仕入等	商品の仕入	553,817	買掛金	247,792

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件および取引条件の決定方針等

商品の仕入価格については、当社と横河ソリューションサービス(株)間および当社と横河計測(株)間で締結しております、一般的取引条件を勘案した代理店契約に基づき決定しております。

1 株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額 3,764円36銭

2. 1株当たり当期純利益 407円44銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益 1,370,845千円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純利益 1,370,845千円

普通株式の期中平均株式数 3,364,533株

退職給付関係の注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度は非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	838,969千円
勤務費用	51,640千円
利息費用	6,711千円
数理計算上の差異の発生額	59,102千円
退職給付の支払額	△56,137千円
退職給付債務の期末残高	900,287千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	783,460千円
数理計算上の差異の発生額	44,650千円
年金資産の期末残高	828,110千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の債務	900,287千円
年金資産	△828,110千円
未認識数理計算上の差異	△32,989千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39,186千円

退職給付引当金	39,186千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39,186千円

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	51,640千円
利息費用	6,711千円
数理計算上の差異の費用処理額	4,577千円
退職給付費用	62,929千円

(5) 年金資産の主な内訳

投資信託受益証券	100.0%
円貨短期資金	0.0%

(注) 年金資産は、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託であります。

(6) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.8%
数理計算上の差異の処理年数	10年 (定額法)

3. 確定拠出年金制度

当社の当事業年度における確定拠出年金制度への要拠出額は、64,575千円であります。

重要な後発事象の注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年8月10日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

1. 本制度を導入する理由

対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的とするものです。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2015年9月29日開催の第80回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本制度は、当該報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するものです。本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内といたします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会において決定することといたします。

(2) 対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役にに対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年10,000株を上限といたします。但し、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役にに対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に對し、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を、本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行又は処分は、本株主総会において同議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

4. 当社の執行役員への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月20日

西川計測株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 康一 ㊞

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 寺岡 久仁子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西川計測株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2021年8月22日
西川計測株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石川博史 印
監査等委員 野田謙二 印
監査等委員 熊澤賢一 印

(注) 監査等委員 野田 謙二及び熊澤 賢一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下1階ホール

東京都渋谷区代々木三丁目25番3号 TEL 03-5371-5436

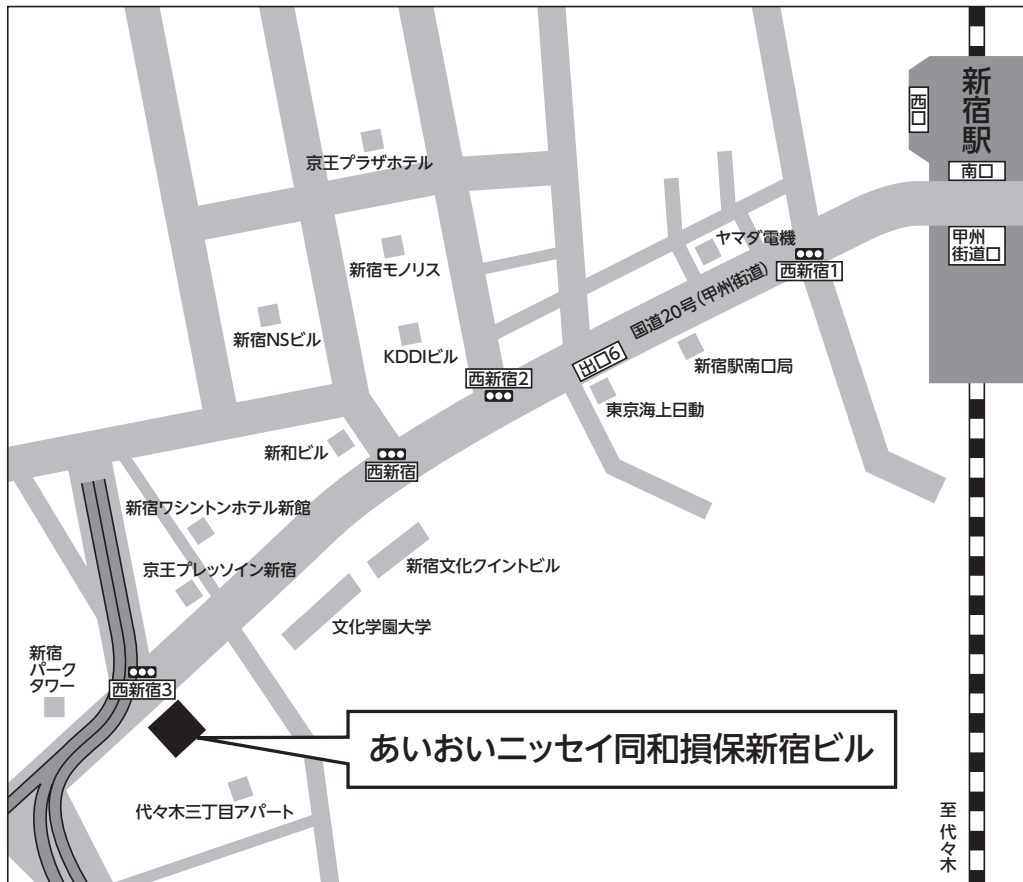
交通

●JR新宿駅

| 南口または甲州街道口より徒歩13分

●都営新宿線（京王新線）新宿駅

| 新都心口 出口6より徒歩8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。